

答 申 案 件 の 概 要

件名		平成27年度政務活動費に係る収支報告書等についての開示決定処分に対する異議申立て （情報公開・個人情報保護審査会答申第40号）					
経緯	開示請求年月日	平成27年10月30日	異議申立年月日	平成27年12月19日	担当課	開 示 決 定 等	県議会事務局
	開示決定等年月日	平成27年11月 4 日	諮 問 年 月 日	平成28年 1 月13日		異 議 申 立 て	県議会事務局
対 象 行 政 文 書		平成27年 4 月29日をもって退職した議員の平成27年度政務活動費に係る収支報告書及び領収書等の写し集計表					
本 件 処 分 の 内 容		全部開示決定					
異 議 申 立 て の 趣 旨		本件開示請求に係る対象を「平成27年 4 月29日まで県議会議員であった全議員分」と特定し直し、改めて「開示する」との決定を求める。					
審 査 会 の 結 論		青森県議会議長（以下「実施機関」という。）が行った開示決定は、妥当である。					
審査会の判断要旨							
○ 本件対象文書の特定について (1) 青森県政務活動費の交付に関する条例（平成13年 3 月青森県条例第45号。以下「政務活動費条例」という。）では、政務活動費は、各月の初日に議員である者に対し（第2条）、月額31万円（第3条）が、毎月10日までに当該月分（第6条）が交付されることとなっている。 (2) また、政務活動費条例第8条第1項には、「議員は、毎年度、当該年度の終了する日の翌日から起算して30日以内（年度中途に議員でなくなった場合にあっては、当該議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内）に、次に掲げる事項を記載した政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を議長に提出しなければならない。」と規定している。 (3) 実施機関が、異議申立人から開示請求があった平成27年10月30日時点において、平成27年 4 月分の政務活動費に係る収支報告書等として保有していたのは、平成27年 4 月29日をもって議員でなくなった4人分のもののみであることが認められる（再任議員（平成27年 4 月12日執行の青森県議会議員選挙時に議員であり、かつ同月30日以降も議員である者）については、前任期中分も含めて、当該年度の終了する日の翌日から起算して30日以内に提出すればよいとの扱いがなされていたため、開示請求時点では提出されていない）。よって、前記4人分の収支報告書等を対象文書として特定したことは、妥当である。							
<結論> 以上のとおり、実施機関が行った行政文書の特定は、妥当であると認められる。							